

伊勢市公報

第 326 号
令和元年6月5日
水曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例	4
規 則	
○ 伊勢市バリアフリー観光情報発信業務受託者選定委員会規則	6
○ 伊勢市ホームページリニューアル業務受託者選定委員会規則	8
○ 伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則	10
教育委員会規則	
○ 尾崎罌堂記念館条例施行規則等の一部を改正する規則	12
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	18
○ 市議会臨時会の招集について	19
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	20
○ 戸籍手数料等の徴収の事務の委託について	21
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	22
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	23
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	24
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	25
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	26
○ 教育委員会会議の招集について	27
農業委員会告示	
○ 農業委員会総会の招集について	28
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	29
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	30
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	31
○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について	32
○ 犬の抑留について	33
○ 市営住宅の入居者の募集について	34
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	39
○ 認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告について	40

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 5 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 1 号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成17年伊勢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項に次の 1 号を加える。

- (31) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）第25条の規定に該当する者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 5 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 2 号

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「平成32年度」を「令和 2 年度」に改め、同条第 2 項中「平成30年度から平成32年度まで」を「令和元年度及び令和 2 年度」に、「3 万 1, 099 円」を「2 万 5, 675 円」に改め、同条第 3 項中「前 2 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に、次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2 万 5, 675 円」とあるのは、「3 万 7, 970 円」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和 2 年度の各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「2 万 5, 675 円」とあるのは、「5 万 2, 434 円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 3 条第 2 項から第 4 項までの規定は、令和元年度以降の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市バリアフリー観光情報発信業務受託者選定委員会規則をここに公
布する。

令和元年5月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 1 号

伊勢市バリアフリー観光情報発信業務受託者選定委員会規則

(設置)

第 1 条 伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、伊勢市バリアフリー観光情報発信業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市バリアフリー観光情報発信業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 選定委員会の庶務は、産業観光部観光振興課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市ホームページリニューアル業務受託者選定委員会規則をここに公
布する。

令和元年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 2 号

伊勢市ホームページリニューアル業務受託者選定委員会規則

(設置)

第 1 条 伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、伊勢市ホームページリニューアル業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市ホームページリニューアル業務受託者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 選定委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 3 条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 4 条 選定委員会の庶務は、情報戦略局広報広聴課において処理する。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 3 号

伊勢市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉事務所長事務委任規則（平成 28 年伊勢市規則第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 号を加える。

- (6) 身体障害者福祉法第 38 条第 3 項の規定による報告の請求並びに書類の閲覧及び資料の提供の請求に関する事。

第 7 条第 4 号中「第 27 条」を「第 27 条第 1 項」に改め、同条に次の 1 号を加える。

- (5) 知的障害者福祉法第 27 条第 2 項の規定による報告の請求並びに書類の閲覧及び資料の提供の請求に関する事。

附 則

この規則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

尾崎罌堂記念館条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月29日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

様式第 4 号を次のように改める。

様式第4号（第8条関係）

<p style="text-align: center;">No.</p> <p style="text-align: center;">伊勢市御薗B & G海洋センター</p> <p style="text-align: center;">プール利用券 円</p> <p style="text-align: center;">(控)</p>	<p style="text-align: center;">No.</p> <p style="text-align: center;">伊勢市御薗B & G海洋センター</p> <p style="text-align: center;">プール利用券 円</p> <p style="text-align: center;">(有効当日限り)</p> <p style="text-align: center;">伊勢市御薗B & G海洋センター</p>
--	---

(伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則の一部改正)

第4条 伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則(平成27年伊勢市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「410円」を「 円」に、「300円」を「 円」に、「100円」を「 円」に、「50円」を「 円」に改める。

(伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正)

第5条 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表第5会議室1の項中「200円」を「210円」に改める。

様式第8号中

510円×()	1,020円×()
300円×()	減免(全額免除 ・

半額免除)

を

()円 減免

(全額免除 ・ 半額免除)

に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定(尾崎峯堂記念館条例施行規則別表の改正規定を除く。)、第2条から第4条までの規定、第5条中伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則様式第8号の改正規定及び附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の尾崎号堂記念館条例施行規則別表の規定及び第5条の規定による改正後の伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則別表第5の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべき利用料について適用し、施行日の前日までに納付すべき利用料については、なお従前の例による。

第3条 この規則の施行の際現にある改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市告示第 10 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
円座町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和元年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	小 倉 清
	伊勢市円座町 1109 番地
変更後	角 谷 和 宏
	伊勢市円座町 1536 番地

伊勢市告示第 11 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

令和元年 5 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和元年 5 月 28 日（火） 午後 1 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
 - (1) 専決事項の承認を求めることについて
(伊勢市市税条例の一部改正について)
 - (2) 専決事項の承認を求めることについて
(伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)
 - (3) 専決事項の承認を求めることについて
(伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について)
 - (4) 令和元年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）
 - (5) 令和元年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
 - (6) 伊勢市手数料徴収条例の一部改正について
 - (7) 伊勢市介護保険条例の一部改正について

伊勢市告示第 12 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
宮本団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和元年 5 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	松 本 文 男
	伊勢市前山町 1389 番地 16
変更後	荒 木 正 和
	伊勢市前山町 1489 番地 3

伊勢市告示第 13 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍個人事項証明書、戸籍の附票の写し、所得（課税）証明書並びに市民税及び県民税に係る課税証明書及び非課税証明書の交付に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和元年 5 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 徴収の事務の委託を受けた者

東京都千代田区一番町 25 番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 吉本 和彦

2 委託期間

平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 14 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
八日市場町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

令和元年 5 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 井 村 卓 嗣

伊勢市八日市場町 1 番 26 号

変更後 永 戸 太 一

伊勢市八日市場町 8 番 23 号

伊勢市告示第 15 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
宮町自治連合会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和元年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 奥 田 守

伊勢市宮町 1 丁目 9 番 49 号

変更後 中 村 増 宏

伊勢市宮町 1 丁目 2 番 15 号

伊勢市告示第 16 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、藤里団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和元年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 野 崎 芳 郎

伊勢市藤里町 68 番地 51

変更後 松 本 育 子

伊勢市藤里町 164 番地 16

伊勢市告示第 17 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、津村町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和元年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 坂 本 幸 久

伊勢市津村町 849 番地

変更後 山 木 茂 生

伊勢市津村町 898 番地

伊勢市教育委員会告示第1号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和元年5月16日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和元年5月22日（水）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第1号 尾崎罌堂記念館条例施行規則等の一部改正について
 - 議案第2号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について
 - 議案第3号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の辞任
の承認及び補欠委員の委嘱について
 - 議案第4号 伊勢市スポーツ推進審議会委員の任命について

伊勢市教育委員会告示第2号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和元年5月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

記

- 1 日 時 令和元年6月7日（金）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第5号 令和元年度教育関係補正予算（第3号）について
 - 議案第6号 伊勢市観光文化会館条例の一部改正について
 - 議案第7号 教育用コンピュータ機器（ノートパソコン）の取得について
 - 議案第8号 教育用コンピュータ機器（タブレットパソコン）の取得について
 - 議案第9号 令和元年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について
 - 議案第10号 図書館協議会委員の任命について

伊勢市農業委員会告示第 2号

伊勢市農業委員会第19回定期総会を次のとおり招集します。

令和元年5月30日

伊勢市農業委員会
会長 早川 繁 一

- 1 招集の日時 令和元年6月4日(火)午前10時
- 2 招集の場所 伊勢市立御菌公民館 2階講堂
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 平成30年度伊勢市農業委員会事業報告について
 - 議案第2号 令和元年度伊勢市農業委員会事業計画(案)について

伊勢市上下水道事業告示第 1 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和元年 5 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和元年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和元年 6 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
一之木 5 丁目
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第2号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

令和元年5月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定番号	工事店名	所在地	指定年月日
413	小俣設備工業	伊勢市小俣町明野 496番地6	令和元年5月15日

伊勢市公告第 2 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和元年 5 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 3 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

令和元年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第4号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和元年5月24日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	上地町	雑	白	雌	中	91日 以上	

2 抑留した日 令和元年5月20日

3 抑留期限 令和元年5月30日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 5 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

令和元年 5 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

令和元年 6 月 5 日（水曜日）から 6 月 18 日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで）

2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

3 募集住宅及び戸数

一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※ 1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※ 3
倭隠岡団地	倭町 19 番地 1	RC 造 4 階建	4 階	3 DK	1	×	20,800 円～ 40,900 円
浦口団地	浦口 4 丁目 28 番 5 号	RC 造 3 階建	3 階	3 DK	1	×	23,600 円～ 46,300 円
高倉団地	二俣 2 丁目 5 番 28 号	RC 造 3 階建	3 階	3 DK	1	×	21,000 円～ 41,400 円

二俣団地 (A棟)	二俣3丁目 10番18号	RC造 4階建	4階	3DK	1	×	22,400円～ 43,900円
二俣団地 (B棟)	二俣3丁目 10番12号	RC造 3階建	2階	2DK	1	○	18,100円～ 35,600円
二俣団地 (B棟)	二俣3丁目 10番12号	RC造 3階建	3階	3DK	1	×	22,600円～ 44,300円
万所団地	辻久留3丁目 20番44号	RC造 3階建	2階	3DK	1	×	22,400円～ 44,000円
旭団地	旭町49番地1	RC造 4階建	3階	3DK	1	×	22,000円～ 43,300円
栗野団地	栗野町 2045番地	PC造 平屋建	1階	2K	1	○	4,500円～ 8,800円
北明野団地	小俣町明野 541番地3	PC造 平屋建	1階	2K	1	○	7,200円～ 14,200円
相合団地	小俣町相合 965番地1	PC造 2階建	1・2階 ※3	2DK	1	○	9,200円～ 17,400円
高向団地	御菌町高向 1318番地	RC造 2階建	2階	3DK	1	×	16,700円～ 32,800円

※1 PC：コンクリート版プレハブ造 RC：鉄筋コンクリート造

※2 入居後、4(5)の収入基準を超えた場合は、記載の上限額を超える場合があります。

※3 部屋は、2階構造となっています。

4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と 18 歳未満の者のみの世帯、障害者等がいる世帯及び小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000 円以下となります。

- ・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12 箇月で除した額

(6) 申し込む住宅に応じて下記の条件に該当すること。

現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。

- ・親族・・・6 親等内の血族、配偶者及び 3 親等内の姻族
- ・内縁関係者・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
- ・婚約者・・・契約日までに、婚姻ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3 K 以下の住宅に限り単身で申し込むことができます。

ア 60 歳以上の者

イ 身体障害者（障害の程度が、1 級から 4 級までの者）

ウ 精神障害者（障害の程度が、1 級から 3 級までの者）

エ 知的障害者（障害の程度が、イの程度に相当する者）

オ 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）の特別項症から第 6 項症までの者又は第 1 款症の者）

カ 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の認定を受けた者）

キ 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に該当する者）

ク 生活保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項

に該当する者)

ケ 海外からの引揚者（引揚げ後5年を経過していない者）

コ ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に該当する者）

サ DV被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）による一時保護者若しくは保護終了日から5年を経過していない者又は保護命令の申立てを行っている者であって保護命令発効から5年を経過していないもの）

5 申込方法

F E住宅管理共同企業体で配付される市営住宅入居申込用紙に必要な事項を記入し、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、2の申込場所に持参してください。

6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は、公開抽選を行います。

(1) 日 時 令和元年7月13日（土）

※ 受付は、午後1時30分から午後1時55分まで（時間厳守）

※ 入居抽選会及び説明会は、午後2時から午後4時30分頃まで

(2) 場 所 いせシティプラザ 2階多目的ホール

7 入居時期

令和元年8月1日以降

8 問い合わせ先

F E住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部建築住宅課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第6号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成26年伊勢市条例第38号）第9条第1項の規定により、浜郷地区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により公告します。

令和元年5月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 森 本 幸 生

変更後 村 田 修 一

伊勢市公告第 7 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 38 第 1 項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年 5 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

神田町内会

(2) 区域

伊勢市神久 4 丁目 5 番 28 号から 37 号まで、7 番 26 号から 39 号まで、8 番 11 号から 22 号まで、9 番 2 号から 14 号まで、10 番 3 号から 61 号まで及び 11 番 13 号から 27 号まで並びに神田久志本町 803 番地から 963 番地 9 までの区域

(3) 主たる事務所

伊勢市神久 4 丁目 7 番 26 号

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積 (㎡)	所在地
宅地	376.85 ㎡	伊勢市神久 4 丁目 606 番

(2) 表題部所有者又は登記名義人に関する事項

氏名又は名称	住所	共有持分
大西 齋吉	伊勢市神田久志本町 590 番地	12 分の 1
川岸 光男	伊勢市神田久志本町 398 番地	12 分の 1
牛場 長太郎	伊勢市神田久志本町 119 番地	12 分の 1
奥埜 清治	伊勢市神田久志本町 178 番地	12 分の 1
家田 義造	伊勢市神田久志本町 202 番地	12 分の 1
種田 榮	伊勢市神田久志本町 1 番地	12 分の 1
牛場 伊太郎	伊勢市神田久志本町 678 番地	12 分の 1
里村 純子	伊勢市神久 3 丁目 2 番 64 号	12 分の 1
西野 三藏	伊勢市神田久志本町 515 番地	12 分の 1
奥野 竹三郎	伊勢市神田久志本町 1119 番地 3	12 分の 1
岩本 信男	伊勢市神田久志本町 1232 番地 1	12 分の 1
前橋 竹藏	伊勢市神田久志本町 37 番地	12 分の 1

3 異議を述べることができる者の範囲

申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和元年 5 月 31 日から令和元年 8 月 31 日まで

5 異議申出の方法

地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 22 条の 3 第 2 項に規定する申出書及び関係書類を伊勢市長に提出すること。

6 異議申出書等提出先

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号

伊勢市環境生活部市民交流課

電話 0596-21-5563